

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～結婚相談所で入会料を支払ったものの…～

《相談内容》

雑誌に掲載されていた、結婚相談所に登録した。
入会料10万円を支払い、契約したが、1月あまり一向に相手を紹介してもらえない。だまされたのだろうか？



《アドバイス》

「シューカツ（就職活動）」ならぬ「婚活（結婚活動）」という言葉も聞かれる今日、真剣な出会いを求める方からの結婚相談サービスに関するトラブルの相談も寄せられています。

具体的には、この相談のような入会料を支払ったのに相手を紹介してもらえないケースのほか、「気に入った人を紹介してもらえない」「解約料金が低い」などです。

結婚相手紹介サービスは、希望する人に一定の期間にわたって結婚相手を紹介するものですが、その目的が実現するかどうかは不確実なため、特殊な取引を規制する「特定商取引法」の特定継続的役務とされています。結婚相談サービスの場合、期間が2ヶ月、かつ、金額が5万円を超える契約であればいつでも中途解約が可能で、解約料金の上限も決められています。また、契約書面を受け取った日から数えて8日間以内なら、クーリング・オフが可能です。

相談者には、業者に催促してみても誠実な対応がなければ、中途解約をするよう助言しました。

サービスを利用するときは、結婚相談所の規模に関わらず、契約書面を受け取り、料金や相手を紹介するシステムなど内容をきちんと確認しましょう。

生活情報ファイル

～迷惑メールの撲滅への一歩～

「改正特定商取引法」の一部施行 & 「改正特定電子メール法」が施行 (H20.12.1)

ケータイやパソコンに届く迷惑な広告メール。

頼んでもいないメールが届くこと自体不愉快（ケータイではパケット料金もかかる）なのに、メールが元でワンクリック詐欺に遭ったり、出会い系サイトに登録されるなどのトラブルが絶えません。

これまでは、メールを受けた消費者が「今後メールを送らないように」と再送信拒否の通知をした場合のみ送信できなくなる、「オプトアウト方式」であり不十分だったため、迷惑な電子メールは増加傾向でした。

そこで、本年、「特定電子メール法」及び「特定商取引法」が改正・公布され、メールの送信を同意しない限り送信できなくなる「オプトイン方式」が12月1日から導入されました。また法の実効性を強化するため、特定電子メール法では新たに、送信者情報を偽った電子メールの送信を電気通信事業者が拒否できること、アドレス等の契約者情報を保有するプロバイダ等に対し情報提供を求めることができることなどが定められたほか、違反者への罰金額を100万円以下から3000万円以下に引き上げるなどの罰則が強化されました。

この改正と同時に特殊な販売を規制する「特定商取引法」も改正・公布され、通信販売やマルチ商法、内職・モニター商法にかかる電子メール広告についても同様に、12月1日から「オプトイン方式」となりました。

迷惑メール防止のためには、自衛も大切です。メールアドレスなど個人情報の登録は慎重にしましょう。事業者からの電子メール広告が送信されて困っている場合は、県か最寄の市町消費生活相談窓口にお問い合わせください。



くらしのまめちしき

～もしも生命保険会社が破綻したら…～

アメリカ版「不動産バブル」のサブプライムローン問題を契機とする金融市場の混乱により、日本でも生命保険会社が経営破綻するなど大きな影響を受けています。

生命保険会社が経営破綻した場合、掛けた生命保険契約がなくなることはありません。救済のために「生命保険契約者保護機構（以下、「機構」と省略）」に引き継がれます。

機構には共済などを除き、国内で営業する生命保険会社が全て加入しています。

ただし、機構に引き継がれた場合、契約者は次のような不利益を被る場合があることを覚えておく必要があります。

1 全額が保護されるわけではない

保護されるのは、破綻時の保障対象契約の「責任準備金」の9割です。責任準備金とは、保険会社が将来の保険金の支払いに備えて積み立てている積立金です。

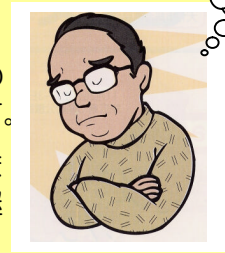
2 予定利率が引き下げられる場合がある

予定利率（保険金を何%運用可能か予想して算出される利率）が引き下げられると、掛ける保険料が上がったり、将来受け取れる保険金が減るなどの影響があります。その影響は、貯蓄性が高い年金保険や終身保険、養老保険や予定利率の高い時期に加入したものほど大きく、逆に、医療保険などの掛け捨てタイプの保険では比較的小さいと言われています。

3 解約時の払戻金が減らされる場合がある

破綻後の解約は、保険契約の引継ぎ等が完了しなければ出来ませんが、その後すぐに解約すると、解約払戻金が減らされることがあります。

解約して新たな生命保険を契約した方が有利かどうかは、一概には言えません。慌てて解約し同内容の契約を新たにすることは保険料が高くなり、また、健康状態や年齢などによっては新規の契約が出来ない場合もあるなど、デメリットが大きいので慎重に考える必要があります。保障内容が合わなくなっているのであれば、見直すべきです。



まぜるな危険！ 洗剤は正しく使って！



いよいよ年末。大掃除のシーズンです。

塩素系の洗剤（漂白剤）と酸性タイプの洗剤が混ざると、有毒な塩素ガスが発生することがあります。次亜塩素酸ナトリウムと塩酸が化学反応を起こすためです。塩素ガスは特有の刺激臭があり、眼、鼻、喉を刺激します。高濃度・長時間さらされると生命の危険があるため、「まぜるな危険」と表示されています。塩素系は主にカビ取り剤や排水パイプ用・トイレ用の洗剤に用いられています。

洗剤を使う際は、必ず注意書きをよく読みましょう。

また、塩素系漂白剤の使用直後に酸性洗剤を使う場合にも塩素ガスが発生します。両者を続けて使わないようにしましょう。

製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ4 洗剤(家庭用)」より、抜粋

発行元: 広島県生活センター (環境県民局 総務管理部 消費生活課)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター (受信先でご自由に変えていただいても構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ(A4判)としても使用できます。